

～パートタイム・有期雇用労働法～ 同一労働同一賃金への対応に向けて

正社員と比べて、こんな差はありませんか？



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

- ・基本給が少ない
- ・賞与に差がある
- ・手当に差がある

「仕方ない・・・」と諦める前に
ご相談ください！

★ 特別相談窓口 ★

相談無料！
プライバシー厳守！

茨城労働局 雇用環境・均等室【相談・指導部門】

TEL：029-277-8295

受付時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝祭日を除く）

パートタイム・有期雇用労働法のポイント

1. 不合理な待遇差が禁止されます

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。

2. 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができます。また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。

3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、
厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）へ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



パート・有期労働ポータルサイトでも、
パートタイム・有期雇用労働法について情報を提供しています。
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



パートタイム・有期雇用労働法 2020年4月1日施行
（中小企業は2021年4月1日適用）